別表補助金等の名称欄中「子どものための教育・保育給付費補助金」の次に「子どものための教育・保育事業費補助金」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年度分の補助金等から適用する。

○内閣府告示第二十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務（平成二十七年内閣府告示第二百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**○総務省
国土交通省告示第十五号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定めたので、同令第六条の三第二十三項及び第二十八条の九第二十五項の規定により告示する。

平成二十八年三月十日

総務大臣　山本　早苗

農林水産大臣　森山　**裕**

国土交通大臣　石井　啓一

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

離島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
沼島	兵庫県南あわじ市　沼島	南あわじ市長	平成二十八年二月一日から平成三十二年三月三十一日まで
隠岐島	島根県隠岐郡隠岐の島町　島後	隠岐の島町長	平成二十八年二月一日から平成三十二年三月三十一日まで

表の（項）子どものための教育・保育給付（目）子どものための教育・保育給付費負担金の項の前に次のように加える。

（項）子どものための教育・保育給付 （目）子どものための教育・保育事業費補助金	全ての都道府県	一　法第五条の規定による交付の申請の受理 二　法第十四条の規定による実績報告の受理

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、神武天皇二千六百年式年祭の儀山陵の儀につき、併せて地方事情を御視察のため、四月二日から同月四日まで奈良県へ行幸啓になる。

平成二十八年三月十日

宮内庁長官　風岡　典之

○法務省告示第百三十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月十日

法務大臣　岩城　光英

認証紛争解決事業者の名称及び住所

福岡県弁護士会

福岡県福岡市中央区城内一番一号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第一号、第二号、第三号、第五号、第六号、第七号、第八号、第十一号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

平成二十八年二月十九日

○農林水産省告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村四徳二七九の一五五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草一六七九の二六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七三七九の三九・七三七九の四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）